

# 喜多方市 農業委員会だより

第1号

平成25年9月

編集発行

喜多方市

農業委員会

☎ 0241 (24) 5255



にんじんを収穫する熊倉小学校5年生の児童たち

喜多方市では、平成19年度から小学校農業科の実施に取り組み、日々どろんこになりながら農作物を育てる楽しさや収穫のよろこびを学んでいます。

会報発行により農業委員の活動報告やきめ細やかな農政情報、農地情報、更には暮らしと経営に役立つ情報などお知らせすることが出来るものと思われまふ。より良い会報、評価される会報を目指して努力していきたいと思ひます。

そんな中、農業委員会も農地を守り農業農村の振興発展に努力しているところでありまふが、平成21年12月施行の農地法が改正され、業務内容は以前よりはるかに増加してあります。

『農業委員会だより』発行にあたり一言ご挨拶申し上げます。米国のリーマンショック以来、景気低迷が続く、地方は大変疲弊し農家経済はさらに追い打ちを掛けるように原発事故後、風評被害による農畜産物の価格下落販売不振と二重三重の苦しみを味わっております。

『農業委員会だより』発行にあたり一言ご挨拶申し上げます。



会長 原 源一  
【熱塩加納町】

農業委員会だより  
発行にあたって



**農政委員会は**  
こんな事をやっています。

農業委員会の重要な業務の一つに、喜多方市に対し農業・農政の発展に向け施策を講じるよう農業委員会法第6条第3項に基づき市長に対し建議をしております。その建議の内容については、広く農家からの意見や情報を組み入れ、取りまとめ作成する業務を行っております。一部昨年の建議内容を紹介しますと、

- 1、原発事故の風評被害払拭並びに農畜産物の販売促進
- 2、農業活性化のための対策の強化
- 3、日中ダムの運用管理の検討
- 4、人・農地プラン作成の推進
- 5、被災者への営農支援
- 6、農地制度及び農業委員会制度の堅持に関する事



市長に対し建議書を提出

など主に6項目を建議しております。また、その他家の方が参考とします「賃借料情報」の検討を行うなど農政全般に渡ります。

**農地委員会は**  
こんな事をやっています。

農地法第3条、第4条及び第5条の規定に基づく許可申請事案や、非農地証明などに係る問題の解決や指導調査を行い、農地行政の円滑な推進を図ることを目的に農地委員会を設置しております。

近年農業従事者の高齢化・農業後継者不足などにより、耕作放棄地の増加が懸念され対策が求められています。

日常はもちろん、9月に一斉調査を行い地権者との話し合いや、担い手認定農業者などへの働きかけを行うなど解消へ向けた取り組みを行っております。

また、農地の利用状況について調査をする年一回の農地パトロールを実施しております。耕作放棄地の解消・無断転用を早期に発見し指導を行ったり、農地を借りた方が適正な耕作や管理を行っていかなどを確認しています。

このように農地に関する問題やその解決に向け、日々取り組んでおります。

それでも年に数件の違反転用や無断転用が見受けられます。法に抵触しないよう十分留意し、農業委員会において適正な手続きを励行されるようお願いいたします。

地

区

だ

よ

り

## 新天地で営農再開

### 関柴町

上高領地区の小坂義浩(53)、泰子さん夫妻は、福島第1原子力発電所から8km離れた富岡町で繁殖牛と水稻栽培の有機循環型農業を営んでおりましたが、原発事故により現在地に移住し農業を再開しました。

当初郡山市に避難し営農を再開すべく、農水省など関係機関へ出向き自分たちの足で北海道から静岡県まで適地を探したそうです。

農業委員会には昨年より相談をされ、農業委員の斡旋で水田3・4畝を確保しました。

今後は原発事故前のように繁殖牛を飼育し、堆肥を畑に入れ有機野菜を直売所などで販売する循環型農業を目指しております。



農業委員と話す小坂さん夫妻

り、今年住宅と農作業小屋を新築しました。更に繁殖牛舎を建築する予定で、現在半径5km内に30㍓規模の土地を探しています。

## 地域ぐるみで応援

### 熱塩加納町

熱塩加納町では高齢化による耕作困難となった農地を受委託により耕作放棄地の発生を防止し、新規就農者を地域で支える活動を推進しています。

加納地区五目に新規就農した森田迅雄さん(31)は千葉県松戸市出身で、高齢化に伴い耕作困難になった農地を農業委員の斡旋で確保した8㍓の農地でキュウリ栽培をしています。3棟あるパイプハウスは地域の農家から中古施設を無償で譲り受け、また、栽培技術もキュウリ農家が指導するなど、森田さんの就農を支援しています。

就農4年目になる森田さんは今年から五目農事組合に加入し、今後露地栽培をすべてハウス栽培切り替え、冬場の収入源としてタラの芽栽培や秋野菜の加工販売など農業の6次化にも取り組みたいと意欲を示しています。地域も可能な限り応援していくとしています。



農業委員と話す森田さん





邊見 守  
塩川町 (土改)



佐原 裕司  
豊川町



山口 雄一  
熱塩加納町



添川 和雄  
慶徳町



職務代理  
五十嵐 信幸  
岩月町



芳賀 正武  
塩川町



堀 利和  
旧喜多方



五十嵐 健一  
熊倉町



岩渕 善一郎  
岩月町



小熊 研一  
塩川町 (共済)



江花 裕一  
塩川町



木戸 賢治  
熱塩加納町



京野 貞夫  
松山町



渡部 啓樹  
山都町 (農協)



長谷川 庄次  
山都町



横山 敏光  
塩川町



伊藤 幸太郎  
関柴町



大堀 美栄子  
塩川町



今井 至  
塩川町



永島 耕司  
高郷町



遠藤 昇一  
関柴町



小林 勝吉  
高郷町



田代 守弘  
高郷町



山口 比佐男  
山都町



齋藤 誠一  
熊倉町



眞壁 康範  
慶徳町



大八木 孝  
上三宮町



齋藤 澄子  
山都町



湯浅 治  
塩川町

私たちが農地・農政の相談を受けます。



## 未来の自分へ贈り物♪ 農業者年金

国民年金に+ (プラス) 農業者年金で豊かな老後を送りましょう!  
農業者年金は、ご自身が支払った年金保険料とその運用実績で受け取る年金額が決まる「積立方式」の公的年金です。

### 【加入要件】

- ①年間60日以上農業に従事していること
- ②国民年金第1号被保険者であること(保険料納付免除者は除く)
- ③60歳未満であること(農地を所有していなくても可)

### 【おすすめポイント】

- ①保険料の金額は経営状況や老後設計に応じてご自身で設定(いつでも変更)
- ②納めた保険料は全額社会保険料控除の対象(所得税、住民税の減額)
- ③終身年金で、しかも80歳まで保証  
(万一80歳前に亡くなられた場合は、受取り年金相当額を遺族へお支払い)
- ④一定の要件を満たす人には  
保険料の国庫補助あり



## 農地パトロールを行いました

毎年8月・9月を「農地パトロール強化月間」と位置付け、農地の違反転用の防止及び耕作放棄地の状況調査を目的に農業委員が実施しました。



## 忘れていませんか。農地の売買・転用には手続きが必要です!!



▲ 農業委員による転用現地調査

☆ 申請書締め切り  
毎月末日  
※当該日が土・日または祝日等の場合には、その翌日

○ 申請書2部提出  
が必要で、  
が、売買により転用)の許可

☆ 農地を農地以外の用途(宅地、駐車場、資材置場など)に転用する場合  
農地法第4条(自己所有の農地を転用) 農地法第5条(他人名義の農地を賃借・売買により転用)の許可

☆ 農地を農地として貸借または売買する場合  
農地法第3条の許可が必要で、  
要です。  
○ 申請書1部提出

## 農地法 Q & A

**Q: 耕作放棄地も農地法上農地ですか。**

**A:** 「農地」とは「耕作の目的に供される土地」の事であり、一般的には、現に耕作されている土地といえます。一時的に耕作されず耕作放棄地といったような土地であっても、耕作しようと思えばいつでも耕作できるような土地のように、客観的にみてその現状が耕作の目的に供されると認められるものについては「農地」に該当します。わかりやすくいいますと、耕耘機やトラクター等を入れればすぐに耕作が可能となる土地は、現況「農地」ということになる訳です。



## 編集後記

委員会独自の広報紙が期待されていましたが、ようやく誕生の運びとなりました。発行に対する委員会先輩諸兄姉の強い思いと努力に感謝申し上げます。優良農地の確保と人材の育成に有効活用していきたいと思っております。

委員長 横山 藤子  
副委員長 山崎 裕一  
委員 齋藤 源一  
委員 齋藤 弘一  
委員 齋藤 一光  
委員 齋藤 一光

## 平成24年度 農地の移動状況

| 農地法第3条による移動      |         |      |         |
|------------------|---------|------|---------|
| 売                | 買       | 41件  | 636a    |
| 交                | 換       | 8件   | 104a    |
| 賃                | 借       | 8件   | 701a    |
| 合                | 計       | 57件  | 1,441a  |
| 農業経営基盤強化促進法による移動 |         |      |         |
| 移                | 転       | 9件   | 489a    |
| 利                | 用       | 351件 | 25,161a |
| 合                | 計       | 360件 | 25,650a |
| 農地法第4条・第5条による移動  |         |      |         |
| 住                | 宅       | 25件  | 99a     |
| 店                | 舗・工場    | 5件   | 246a    |
| 資                | 材置場・駐車場 | 7件   | 79a     |
| 農                | 業用施設    | 4件   | 11a     |
| そ                | の他      | 16件  | 72a     |
| 合                | 計       | 57件  | 507a    |

## 全国農業新聞

購読しませんか? 「全国農業新聞」

経営とくらしに役立つ全国の情報をお伝えします。

○発行 …… 毎週金曜日

○購読料 …… 月額600円

○申込み …… お近くの農業委員または各事務局